

繊維学会功績賞規程 (昭和54年9月17日常任理事会決定)
(改正：昭和60年4月20日常任理事会)
(改正：平成2年4月20日理事会)
(改正：平成3年4月27日理事会)
(改正：平成9年4月25日理事会)
(改正：平成19年6月16日理事会)

- 第1条 総則 繊維学会功績賞については、この規程に定めるところによる。
- 第2条 目的 本賞は、多年に亘り繊維学会の発展、または、繊維科学あるいは繊維工業の発展に顕著な業績を挙げたものに授与し、その功績に報いることを目的とする。
- 第3条 表彰の件数 表彰の件数は原則として、毎年5件以内とし、賞状および賞牌を受賞者に贈呈する。件数は、理事会の承認を得て追加することができる。
- 第4条 候補者の推薦 受賞候補者の推薦は、会長が推薦を委嘱した推薦委員からの推薦候補を支部長がとりまとめ、資格条件を審査した上で選考委員会に対して行う。推薦には、所定の推薦書を提出する。
- 第5条 候補者の選考 本賞の受賞候補者を選考するため、選考委員会をおく。
- 第6条 選考委員は、学会賞、技術賞の選考委員が兼務する。
- 第7条 選考委員会は、支部長から推薦された受賞候補者のうちから、本賞受賞の価値のあると認められたものを慎重に選考し、会長に報告する。
- 第8条 受賞者の決定 会長は、選考委員会における選考結果を理事会に付議し、おの決議により受賞者を決定する。
- 第9条 本規程の変更は理事会の議を経て行うことができる。

繊維学会功績賞内規 (昭和54年9月17日常任理事会決定)
(改正：昭和60年4月20日常任理事会)
(改正：平成9年4月25日理事会)

1. 対象

本賞は、原則として年齢満60歳以上の本会会員であって、次の各号の一つに該当する個人を対象とする。ただし、現役員は本賞の対象としない。

- (1) 繊維学会の発展に顕著な業績を挙げたもの。
- (2) 繊維科学或は繊維工業の発展にすぐれた業績をあげたもの。
- (3) 上記各号の一つに該当し、死亡後1年以内に推薦されたもの。

2. 表彰に要する費用

本賞の費用は繊維学会賞基金とその利子をもって充当する。

3. 本内規の変更は理事会の議を経て行うことができる。